

タイトル	社会的排除と社会的経済：北アイルランドにおける社会的経済セクターの現段階(山田定市教授退職記念号)
著者	大高，研道
引用	北海学園大学経営論集，2(4)：67-84
発行日	2005-03-25

社会的排除と社会的経済

— 北アイルランドにおける社会的経済セクターの現段階 —

大 高 研 道

1 課 題

本稿の課題は、ポスト福祉国家体制下において（再）登場した社会的経済概念の現代の特徴、意義および課題を、英国北アイルランドの動向の検討を通して明らかにすることにある。

1980年代以降、福祉国家から福祉社会への転換をはかる先進資本主義諸国は、新自由主義的政策を背景に新たな福祉の方向を模索してきた。その過程で推進されてきたのが混合経済化であるが、90年代後半に誕生した英国新労働党政権の特徴は、それまでの民営化路線とは異なり、「自発的な市民精神 active citizenship」を伴った市民社会組織（第3セクター）と公的・私的セクターの相互補完関係（「パートナーシップ partnership」）を強調する点にある。

英国やアイルランドには、伝統的にコミュニティ・ボランティア部門と呼ばれる市民社会活動の蓄積があった。従来は比較的、制度の枠組みの外に置かれていたこれらの活動は、この間のドラスティックな政策転換を受けて、新しい福祉の重要な政策手段として制度化され、さらには現代社会経済システムにおける新たな公共性の担い手として、これまで中心的な役割を果たしてきた公的セクターの「パートナー」と位置づけられるようになった。また、近年では、とくに経済領域での責任ある態度と役割が求められる中で「社会的

経済 social economy」として概念化される傾向にある。

こうしてポスト福祉国家体制下において新たな方向を模索する英国では、市民社会組織を公共的な舞台の上にあげる政策戦略のもとで、パートナーシップと社会的経済という相互に関連する概念を積極的に導入してきたのであるが、実はこの時期にもうひとつの重要な概念が登場している。「社会的排除 social exclusion」である。

社会的排除は、経済のグローバル化や脱工業化を背景として、地域格差・階層格差（社会的不平等）が拡大する現代社会において、社会的不利益を被っている人々や地域の諸問題を構造的に把握するための分析軸として、1990年代以降のヨーロッパの社会政策の鍵となる概念として登場した。「第3の道」アプローチを展開する英国でも、コミュニティ政策の主要課題として社会的排除の克服を位置づけており、それを具体的に実現する実践体として、社会的経済が注目されているのである。それゆえ、社会問題を構造的に捉え直す視点から提起された「社会的排除」とその克服主体としての「社会的経済」は、密接な関連性を持つ姉妹概念としての性格を有する。

ただし、どのような概念を使用するかに関わらず、社会的経済を始めとする第3セクターとしての市民社会組織は、これまでも主に地域社会を基盤とし、住民が抱える地域課題の克服にむけた諸実践を展開してきたこと

に鑑みれば、新たにこれらの社会問題を「社会的排除」として捉え直すことの意味は必ずしも明確にされていない。

そこで本稿では、福祉再編下における公的セクターの役割の変化は、現代的公共性の担い手だけでなく政策対象とする社会問題の再概念化を要求している点に着目し、この脈絡において登場した両概念（社会的経済と社会的排除）の関連構造の解明を軸に社会的経済セクターの現段階を考察することにしたい。以下、本稿の課題を次のように設定する。

第1に、英国を中心としたヨーロッパの政治的文脈において、社会的排除概念が登場した背景と特徴を、貧困概念との比較検討を通して明らかにする。第2に、社会的排除問題克服の主要な担い手としての社会的経済の現代の特徴を、従来、社会的経済の代表的組織として位置づけられてきた協同組合との関係において検討したい。事例分析では、英国北アイルランドの地域（経済）開発および社会的経済セクターの中心組織である「北アイルランド社会的経済機構 Northern Ireland Social Economy Agency」を対象に、その現状と問題点の解明を試みる¹。

2 社会的排除と貧困

近年、ヨーロッパでは噴出する社会問題を「社会的排除」として概念化する傾向にある。それは、現代社会の福祉の対象を複合化・構造化する諸問題との関係において捉える上で有効な枠組みと考えられている。

この用語は、すでに1970年代のフランス、80年代のイギリスやEUの政治の舞台において部分的にはあるが使用されてきた。しかしながら、福祉国家再編下における社会政策のキーワードとして広くヨーロッパ全般で用いられるようになるのは1990年代に入ってからである。その背景には、失業問題の深刻化、雇用不安の増大、複雑化する社会問題

に対応する社会保障や社会政策が「社会的統合 social inclusion」の砦としての機能を失いつつあるという認識の広がりがある。また、進展するヨーロッパ統合過程において、EU加盟国間の社会経済的平準化が最重要課題として浮上する中で、各国間の「格差の是正」という政策課題とのかかわりにおいて、より構造的・全体的な視点から問題群を把握する枠組みとして「社会的排除」に注目が集まるようになった。

フランスでは、1988年に制定された参入最低限所得法第1条において、教育、雇用、職業教育、健康、住宅などの諸領域における排除の問題を解消する施策の重要性を謳っており、以来、今日的な意味での「排除」概念²に対する理解が一般化している〔都留2002〕。EUでは、1992年に刊行された「連帯の欧州に向けて：社会的排除に対する戦いの強化」〔European Commission 1992〕において、社会のあらゆる構成要素から個人や集団が排除されるメカニズムを問題化しており、さらには2001年以降、加盟国に対して「貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン」を2年ごとに提出することを義務づけている。また、比較的遅い段階において同概念を政策的枠組みに取り入れた英国でも、1997年の労働党政権誕生直後に「社会的排除ユニット Social Exclusion Unit: SEU」を首相直属の部署として立ち上げ³、社会的排除への対策を最優先分野のひとつにあげている。

このように、社会的排除は、福祉国家の変質、個人・家族・地域間の不平等の拡大を背景として主に政策的に提起され、普及した概念である。それは、政策的概念であるがゆえに、国によって「排除」に含まれる領域が異なる上⁴、単なる流行語として使用されることや現代的課題の一側面と同義的なものと理解される場合も多く、コンセンサスのある安定した概念とは言えない。とりわけ、この概

念理解をめぐる混乱は、福祉国家の枠組み(条件)をどのように理解するかという EU 加盟国間のスタンスの違いに起因するところが多い。EU における戦後の社会政策分析の 2 つの流れを整理した阿部〔2002〕は、その背後にはタウンゼント〔Townsend 1979〕を始めとする、経済的視点から主に所得(つまり市場から切り離された層への対策)を中心とした貧困把握に焦点をおいた英国の伝統と、経済のみならず多次元的な領域にわたって、社会保障制度に取り込まれていない個人・集団が社会を構成する権利・義務から排除されている状態を問題とするフランスを中心としたヨーロッパ大陸の伝統の葛藤があると指摘する。実際に、社会的排除は、当初「貧困」という用語の使用を嫌ったドイツやイギリス等の諸国を考慮して、貧困の代替概念として生れたとも言われている。そのため、現段階では明確な定義が確立しておらず、とりわけ「貧困」概念との関係理解(差異)において必ずしも共通した見解が示されているわけではない。そこで、以下において貧困概念との比較を通して社会的排除概念の特徴を素描してみたい。

SEU は、社会的排除を「人々や地域が、失業、低熟練技能、低所得、劣悪な住宅環境、高い犯罪率、不健康、家族崩壊のような相互に関連する諸問題に複合的に苦しんでいる場合に起こりうる状態を簡潔に表わす用語である」と定義している〔Social Exclusion Unit 2001〕。不明瞭な点を残しつつも、ここでは、個人・集団・地域が多面的な問題に直面していることに注目している点がひとつの特徴である。この問題の多様性への視点は、同じ英国の社会サービス省〔Secretary of State for Social Service 1999〕が、具体的な社会的排除の状態を①「雇用機会の欠如」、②「教育・技能習得機会の欠如」、③「子どもの権利剥奪」、④「家族崩壊」、⑤「高齢者の活発で満たされた健康的生活への障害」、⑥

「健康状態の不平等」、⑦「劣悪な住宅環境」、⑧「近所づきあいの希薄化」、⑨「犯罪への不安」、⑩「不利益をこうむっているグループ」の 10 分野に集約していることから一貫して醸成されてきた共通認識であり、その意味では、経済的指標に軸をおき、主に低所得の状態を問題としてきた「貧困」の拡張概念であると言えることが出来る。ただし、より重要な点は、具体的な社会的排除の領域をどのように規定するかに関わらず、社会的諸問題は相互に関連しており、結果として「不利益の循環」を形成している点に注目していることである。この社会問題の「関係性」への視点は、労働市場の崩壊、家族や地域社会の連帯の希薄化、犯罪や非行の増加、さらには社会的喪失感の蔓延が相互に関連しあいながら複雑化・深刻化している先進資本主義諸国において、とりわけ無視することの出来ないものとして理解されている。

さて、これらを踏まえた上で、従来の社会政策の中心概念であった貧困との比較において、社会的排除の特徴を整理すると大要以下の 3 点にまとめることができる。1 つは、社会問題を非貨幣的側面を含む多次元の領域から把握しようと試みる点。2 つは、資源の(再)分配だけでなく、社会問題の関係性に焦点を当てている点。3 つは、状態・結果(主に低所得)だけでなく、排除に至る過程を政策対象として重視する点にある(表 1 参照)。

社会的排除とは新しい社会問題の発生を意味する用語ではない。したがって、実際には、先に分類された諸問題への対応は、これまでも政策および地域で展開する活動の舞台にお

表 1 貧困と社会的排除

	貧困	社会的排除
領域	経済	多次元的・複合的
問題化の焦点	資源の分配	社会問題の関係性
政策対象	状態・結果	過程

いて行われてきた。社会的排除概念の特徴は、多次元的な排除の構造と問題の相互関連性に注目する点にあり、その意味では関係性の概念であると言える。たとえば、SEU 設立初期の主要な政策対象であった「野宿者」に関する報告書〔Social Exclusion Unit 1998〕は、これまでは社会的・経済的問題に対処する機関の責任の所在が曖昧で、省庁間の分断、政策立案者とサービス提供者間の対話の欠如、地方政府機関、学校、家族を含めた諸組織との連携不足などを課題として挙げ、広範囲にわたる問題領域を網羅した政策的枠組みと提携関係構築の重要性を指摘している。とりわけ、労働市場の二極化および都市部と農山漁村部（過疎地域）の二極分化が進む先進資本主義諸国において周辺化されつつある人々や地域は、経済のみならず生活や文化など多面的な領域にわたる不利益を被っており、社会的排除という枠組みを通して「周辺化」の重層的な構造を把握することは、新しい社会システムを構築する上でも大きな意義を有していると言える⁵。また、社会的排除に至る過程の重視は、それらを生み出してきた歴史的、地域的な背景（家族関係も含む）への視点の重要性を提起しており、問題発生予防にも大きな効果を発揮することが期待されている。それは、教育改革を始めとする地域住民の潜在能力や自律的・主体的な力量形成を支援する施策を発展させる手がかりを与えることにもなるであろう。その意味では、社会的排除概念が複合的・構造的な社会問題に対応するための新たな戦略の核となる枠組みとして提起されたことは、時代の要請にかなっていたと言える。

他方で、概念の曖昧さや混乱以外にも、残された課題は多い。そのひとつとして、英国のホームレス問題の検討を試みた岩田氏〔2002〕は、社会的排除という名目で複数機関によるホームレスの監視を強化する危険性を指摘している。それは、排除の複合性や連

鎖関係を調査し明らかにすることによって、何をしたいのか、何が可能なのか、といった社会的排除の克服の内実にかかわる問題であるがゆえに、概念化の意義そのものを問題化していると言える。とりわけ、社会的排除として構造的に把握され、再定義された問題群を解決する枠組みと主体がどのように想定されているのか、という点をめぐっては慎重な議論を要するであろう。

さて、この論点とのかかわりで本稿が注目するのが、ほぼ同時期に登場した「社会的経済」概念である。周知の通り、ポスト福祉国家体制下において、社会福祉および社会的排除克服の中心的担い手（主体）は、国家から自治体、さらには行政組織から市民社会組織へと移行する傾向にある。国や行政機関が「権能付与的役割 enabling role」や管理・コンサルタント的な機能に特化するのに対し、市民社会組織は公的サービスの供給において行政機関のパートナーとみなされ（パートナーシップ政策）、さらには経済的領域での積極的な役割が求められるようになっている。「福祉国家主義的政策 welfarism」から「勤労福祉国家主義的政策 workfarism」への転換を目指す英国の場合、「働くための福祉 welfare to work」という名目のもとで、社会保障の見返りに社会奉仕や職業訓練が要求され、「労働は義務になり、国家によって強制可能な市民の条件」〔Smith 2000, 313〕となった。中でも、職業訓練やコミュニティ事業への支援が強化され、ここに社会的経済という用語が重要な政策概念として台頭してくるのである。

よって、以下では、社会的排除克服の主体としての社会的経済が、現代文脈においてどのような役割と位置が与えられているのかについて検討してみたい。

3 社会的経済

(1) 伝統的な「社会的経済」理解——協同組合を中心に——

「社会的経済」は、必ずしも新しい用語ではない。それは、19世紀前半のフランスを中心とした「エコノミ・ソシアル économie sociale」に起源を持ち、主に資本主義経済とそれらが生み出す社会問題や矛盾の解決をめざす理論として提唱された⁶⁾。この理論は20世紀初頭にかけてある程度の発展を見せるが、その後、資本主義批判の理論がマルクス経済学と福祉国家論という2つの方向に収斂していく過程で、次第に影響力を失っていく〔富沢1997〕。

ただし、経済実体としての社会的経済組織がこの時期に存在していなかったわけではない。伝統的な見方では、「協同組合」、「共済組合」、「アソシエーション」などが社会的経済に含まれると理解されているが、これらの組織は、たとえば近代的協同組合の原型と言われているロッヂデール公正開拓者組合が設立された19世紀中葉(1844年)から20世紀にかけて飛躍的に成長した協同組合の歴史を想起するまでもなく、この間すでに制度化された組織として一定の地位が与えられている。そこで、従来の意味での社会的経済組織の特徴を、その典型である協同組合を例に概観してみたい。

協同組合は国や事業形態の違いによってその性格は大きく異なるが、「1人1票制」の運営原則に代表されるように、「民主的運営を目指し、実践する組織」という理解は国際的に共通していると思われる。この「民主的運営の追求」は、協同組合の特徴を支える重要な側面であるが、同時に、歴史的発展の過程でその民主主義の内実が常に問われてきたことを忘れてはならない。とりわけ、経済(事業)活動において民主主義を実現することはどういうことなのか、理論・実践の双方に

おいてさまざまな議論と試行錯誤が繰り返されてきた。

わが国の協同組合理論のオピニオンリーダーである山田定市先生は、「協同および歴史的形態・制度としての協同組合が、現在から21世紀に向けての社会運動と社会経済システムの中でどのような位置と役割を担うのか」〔山田1999, 99〕という立論のもと、まさにこの絶え間なく変化しつづける現代的課題としての民主主義の内実と発展の可能性を経済民主主義の課題として探求してこられた。中でも、この経済民主主義の主要な課題は、第一義的には独占的大企業への民主的規制と国民主権・国民本位の経済構造を構築することにあると指摘されてきた。それは協同組合の社会的役割および責任にかかわる問題であり、現代資本主義における(経済)民主主義そのものの構造やあり方を問う基本的課題と言える。とりわけ、民主主義や平等の問題が領域別および部分的に問題化され、個別的な対応に収斂する傾向にある現代社会において、このような視点はむしろ重要性を増していると思われる。ただし、このような視点を基底に据えつつも、より重要なのは、具体的な実践体としての協同(組合)組織が、いかにして新しい民主的経済社会システムの構築に寄与するかという点である。そこで山田定市先生は、協同組合とのかかわりにおいて経済民主主義を考える際のもうひとつの重要な側面として、組織内における民主的経営(協同組合民主主義)をいかに実現するか、という課題を提起する。そして、その延長線上に地域を基盤とした活動の展開、すなわち地域民主主義の構築にむけた協同組合の社会的位置と役割が発揮される基盤の確立が構想されるのである。

なお、協同(組合)組織の内部における民主的運営に関する議論は、未曾有の経営危機と破綻を迎えた1990年代の生協を中心に新たな統治のあり方を模索する「コーポレー

ト・ガバナンス」論として展開している⁷。また、地域社会と協同組合のかかわりについては、1995年に改正されたICA原則に「コミュニティへの関与」が新たに加えられたことから明らかなように、その議論の豊饒化が一層求められている。しかしながら、これまでの議論では、ともすると前者は経営の効率化や組合員による監視・監督機能の強化に力点が置かれ、後者は組合員活動や社会的貢献活動の意義が事業・経営と切り離されて強調されるなど、両者を切り結ぶ論理や運営体制についての検討が十分に試みられてきたとは言えない。そこには、組織・運動と事業・経営の二元的な体制を克服するという視点は希薄で、むしろどちらか一方（とくに事業・経営）に比重が置かれる傾向にある。

この協同組合運営にみられる二元論的な構造の克服にかかわる重要な媒介概念として、山田定市先生が提起したのが協同労働および協同組合労働であった。それは、協同組合内部における民主的運営の基礎条件（協同労働の担い手の対等・平等の関係や協同資産の所有・管理の問題）を確立するための重要な要素であると同時に、地域で展開している諸労働との接点ともなり得るという意味で、重層的な構造をなす地域関連労働の民主的な編成の可能性を有している。また、それは部分的であれ、資本主義的労働編成に対する改革の意義を有するとともに、地域民主主義の確立と協同性・公共性の再構築にむけた新しい視角を提示するための鍵となる媒介概念として理解されている⁸。

ところで、資本主義の「所産」としての協同組合の立場を強調する点も山田協同組合論の特徴であった。それは、一方で協同組合を資本主義に取って代わる理想的社会システムとして描く「協同組合主義」への批判として、他方では現代資本主義の対抗的構造の中でその存立基盤が規定されている「制度化された協同組織」としての協同組合の矛盾と二面性

を指摘するものであった。

このような視点は、現代社会システムに大きく規定され、その中で独自の存在意義と存立基盤の確立が求められる「歴史的形態・制度」としての社会的経済を理解するうえでも基底に据えられるべきであろう。そして、山田理論に即して言えば、その現代の特徴と役割・位置の検証は、まさに資本主義の所産としての協同（組合）組織が、「協同形態による経済活動」〔山田1999, 150〕を通していかにして民主的な社会経済システム構築の一翼を担っていくかという問題関心とのかかわりにおいて解明されるべきであることを示唆しているのである。この点を踏まえた上で、以下では、英国を中心に社会的経済が注目されている現代的背景と特徴について検討してみたい。

(2) 「新しい社会的経済」概念の登場

今日的な文脈で「社会的経済」という用語が再び注目されるようになるのは1970年代以降である。それは、中央集権的な社会主義国家の破綻・経済危機や資本主義諸国における福祉制度の弱体化など、政治的条件の変化に促されたという側面が強い。とくに、この用語が幅広く知られるようになったのは1981年に誕生したフランスのミッテラン政権が、国民経済を構成する部門として、公的、私的セクターにつづく第3の領域として「社会的セクター social sector」の存在を積極的に位置づけたことによる。この時点では、社会的セクターを代表する組織として、自助と相互扶助の精神にのっとった協同組合、共済組合、集産（主義）的企業などが想定されていた〔Watkins 1983〕。

EC/EU内でも1980年代以降、社会的経済にかかわる会議・委員会等の開催や欧州委員会の第23総局内への「社会的経済部局」の設置（1989年）などを通して、次第に社会的経済組織の振興にむけた体制が整備され

ていく。中でも、社会的経済への支援がEU諸国内の共通戦略と認識される契機となったのが、1993年の欧州委員会白書「成長、競争力、そして雇用」〔European Commission 1994〕である。欧州委員会自身が、この白書を作成した「唯一無二の理由は失業である」〔同、9〕、と指摘しているように、EUが取り組むべき社会問題のうち最優先課題が失業問題への対応であり、この構造的な失業を解決する政策戦略として「新しい社会的経済セクター the new social economy sector」が位置づけられるようになった。それらは、地域社会サービス、レジャー文化施設、環境保護などの広範な領域にわたる活動の担い手とみなされていたが、白書の表題が示すように、その社会的機能としてもっとも重視されていたのは雇用創出力である。以後、経済的側面と社会的側面のバランスある発展、効果的な協同、そして自発的市民精神を体现する実践体としての社会的経済セクターを振興することの必要性和政策的役割が、雇用政策とのかかわりにおいて明確化されるようになる。この時期、欧州委員会によって実施された調査によると、EU内には120万の社会的経済組織が存在し、500万人以上が雇用されていることが確認されている〔Commission of the European Communities 1997〕。また、別の調査結果によると、約6-6.5%の私企業と4.5-5.3%の雇用は社会的経済セクターで占められていると推計されている〔Lloyd 1999〕。

このように、社会的経済セクターの発展を促進するような社会的・政治的条件の向上を背景として、1990年代にはこの部門の飛躍的な成長をみせるのであるが、同時に「社会的経済」の概念理解をめぐる混乱も生じており、具体的にどのような組織が社会的経済であるかを示す明確な定義や基準がないという問題点も指摘されている。一般的に社会的経済の代表的組織形態は協同組合、共済組合、

アソシエーション、財団と理解されているが、各国の歴史的発展過程や社会政策の違いを反映して、その意味するところは大きく異なる。たとえば、ボランティア活動の蓄積に基づいた市民社会の伝統を有する英国やアイルランドの場合、社会的経済という用語が登場するのは1990年代以降であり、諸企業に共通する法制度も整備されておらず、その多くは「有限会社」、「協同組合」あるいは「産業共済組合」として登録されている。

ただし、その一方で、上記のような曖昧な点を残しつつも、ヨーロッパを中心とした福祉再編下の先進資本主義諸国において、社会経済システムの一部として重要な位置を占めつつある社会的経済セクターは、次の2つの側面においてほぼ共通する性格を有すると考えられる。

1つは、第3セクターの(再)発見と活性化を推進するポスト福祉国家体制下の先進資本主義諸国の主要政策課題と深くかかわっている。国家財政の悪化、経済のグローバル化による大資本の世界的規模での進出と脱工業化、その結果として拡大する貧富の格差・地域間格差や深刻化する社会的排除問題の克服にむけた新たな社会システムの構築をめざすこれらの国々は、その担い手として国家(第1セクター)と企業(第2セクター)以外に「第3セクター」を位置づける傾向にある。とりわけ、営利を目的としない経済活動への注目に伴い、第3セクターの活動の中でも社会的経済活動に従事する組織の振興が推進されている点が特徴的である。このような現代的文脈において再登場した社会的経済は、公的セクターと同様に非営利であるが民間の事業体で、かつ私的セクターと同様に民間であるが非営利の市民社会組織として理解されている。ここで注目すべき点は、かつては経済システムの担い手とみなされていなかった第3セクター(市民社会組織)の役割が再評価・再発見され、よりフォーマルな枠組みの

中に積極的に位置づけられるようになったことである。このようにして見ると、経済システムの担い手としての第3セクターの位置づけがなかった19世紀初頭と現代の「社会的経済」では、期待されている役割と位置が大きく異なることが分かる。まさに、社会的経済は歴史的産物であり、その歴史的な存立条件を現代資本主義の構造と国家的枠組みとの関連において把握する視点が重要となる。

2つは、上記の政治的文脈において、国家と市民社会組織の関係が大きく変化したことである。各国間による差異はあるものの、英国の場合、伝統的に市民社会組織は自立的、革新的、下からのアプローチを採用しており、みずからの力量の範囲内で活動を展開するものと理解されてきた〔Lloyd 1999〕。実際に、第3セクターへの関心の高まりは、噴出する社会問題の解決を資本主義企業や公的セクターのみに依存してきたこれまでの経験への反省にもとづいているという側面は無視できない。さらには地域社会に存立基盤を置き、住民が主体となった内発的な発展を支える社会経済的实践として、その存在意義が認められてきたことも事実である。その意味では、社会的経済の理論・実践は、既存のアプローチに対する批判的創造という性格を有していることは間違いない。しかしながら、その一方で、国家との関係を敵対的あるいはある程度の距離を保った自立的なものと理解する立場に異を唱える論者も多い。ピアース〔Pearce 1998〕は、コミュニティ企業が対象とする活動の性格上、ほとんどのプロジェクトは利益を形成できる状態になく、わずかな活動だけが潜在的な（経済的）自立の可能性を持っていると指摘する。また、アミン等〔Amin et al. 1999〕は、英国の典型的な社会的経済組織は公的補助金に依存しており、自立した経営を実現する見込みはないだろう、と述べている。

さて、従来では上記の議論は、「国家は敵

か味方か？」という論争として展開してきたが、近年はこれまでの古典的な二元論や、いずれか一方の側からの立論に止まるのではなく、よりプラグマティックなアプローチを採用する傾向が強い。地域経済発展へのアプローチの類型化を試みたヒュートン〔Houghton 1998; 1999〕は、最近の動向として、これらの極端に異なる2つの立場の距離は縮小していると主張する。それを象徴するのが公的セクターと第3セクターの相互補完関係に注目するパートナーシップ政策である⁹。とりわけ、混合経済化を軸とした福祉国家的政策の転換過程を反映して、公共サービス供給や社会的排除の克服など、公共性の実現にかかわる諸事業の担い手が国家（自治体）から市民社会組織へと移行する中で、「市場へのオルターナティブ」というよりは「公共サービスのオルターナティブ」という役割が期待されている点が特徴的である。こうして、現代社会経済システムの中で、その一部として重要な位置と役割が与えられた第3セクターは、次第に「制度化されていない領域」から「制度化された領域」への再編が促され、さらにはより経済的な役割が期待される中で、「制度としての社会的経済」の確立が求められるようになったと言える。

(3) 社会的排除克服の主体としての社会的経済セクター

英国では、草の根の住民活動の中心的な担い手としてコミュニティ・ボランティア組織が重要な役割を果たしてきた。また、英国のみならず、ヨーロッパ内においても周辺化されてきた北アイルランドでは、宗教紛争や構造的経済不況に喘ぐ地域の問題の解決に向けた市民社会運動の多様な展開が見られ、時として機能麻痺を起こしている行政に代わって、さまざまなサービスを提供する役割を担ってきた¹⁰。ただし、これらのコミュニティ組織は、一般的に政策提言などを通して国に改善

を求める運動の展開や社会変革を志向していたのに対し、90年代以降は、公共サービスの事業供給など、国家との共生的な関係の構築を軸に、その性格を大きく変化させている。いまや、行政機関のパートナーとして重要な役割と地位が与えられた市民社会組織は、NPOや社会的経済組織という制度化された姿を纏って、社会のあらゆる領域にわたる多様な活動を展開し、われわれの生活に欠かせない存在にまで成長している。

このように、福祉国家再編、社会・経済構造改革の実現を目指す現代的文脈において(再)登場した社会的経済セクターは、とりわけ、深刻化・複雑化する社会問題を克服する主体としての役割が期待されているのであるが、その際、これらの市民社会組織の役割と対象を明確化するためには、社会問題をより機能的な枠組みにおいて捉え直す必要性が生じてくる。この脈絡の中から誕生したのが「社会的排除」概念である。つまり、これまで貧困として把握されていた問題群に対応する主体を、国家から市民社会(組織)へと移行させる新自由主義的な福祉政策の展開過程の中で、社会問題を多面的な角度から把握する枠組みとしての「社会的排除」概念が提起されたと言える。

こうして、ポスト福祉国家体制の転換期に登場した3つの姉妹概念(「パートナーシップ」、「社会的経済」、「社会的排除」)の相互に規定的で、補完的な関係が明らかになるのであるが、同時にこれらの諸概念を軸とした新たな制度的枠組みにかかわる問題点・批判も数多く指摘されている。そのひとつは、社会的経済の果たす役割に対する各部門間の見解や認識の違いとかかわる。国家にとって重視される社会的経済の機能のひとつは、職業訓練の提供等を通して、社会的に排除された人々が生活や仕事の現場に復帰するための機会を提供するものと考えられている。他方で、それは政府の構造調整政策に利用されている

だけで、社会保障費の削減と並行して「先の知れた仕事 dead end jobs」や「二流経済 secondary economy」を作り出すという批判がある〔Bowring 1998; Smith 2000〕。さらには、低賃金を創出するだけでなく、社会的排除の固定化や再生産の危険性も指摘されている〔Graefe 2001〕。

また、それは単に公的保障の後退という問題だけでなく、地域で展開しているさまざまな諸実践の性格をも大きく変化させる契機となることに注目しなければならない。諸概念の相互補完関係を軸に形成される現代福祉社会では、排除されている人々や地域を課題別に対象化し、とりわけ政策戦略に適合する活動を展開する組織への支援に集中する傾向にあるため、結果として課題別活動・組織への特化は避けられない(地域社会組織の機能化)。そのため、関係性の概念として提起された社会的排除の克服に取り組む諸実践は、個別化・分断され、時として対立するという逆説的な現象がおきている〔大高 2002, 2004a〕。市民組織・地域社会は、その機能として「社会的有用性」や「非営利性」が期待される反面、地域(組織)間の「協同性」への意識が希薄化する危険性を内包しているのである。

さらには上記の点とかかわって、社会的経済のアイデンティティの弱化が問題点として指摘されている。一般的に社会的経済組織が社会的使命を喪失する過程には2つの傾向が見られる。1つは、これまでも協同(組合)組織が陥りやすい問題として指摘されてきた営利資本への転化傾向である(企業化・資本化傾向)。大資本主導の企業社会において激しい競争に巻き込まれることは、現代資本主義の所産として明確な位置づけが与えられつつある社会的経済にとって宿命というべき課題であり、時として経営危機や破綻に直面するか、経済民主主義ならびに地域民主主義実現の一翼を担うという社会的経済組織が本来めざす方向とは逆行した企業化路線を突き進

む危険性は常に伴う。それは、たとえば1960年代から80年代におけるヨーロッパ、さらには1990年代のわが国における生協の失敗の経験からも実証的に明らかにされているところである¹¹。なお、ヨーロッパの経験からは、それはとくに事業の成功によってもたらされることが指摘されている〔Amin et al. 1999；ドォフルニ1995〕。2つは、支配体制に追従し利用されることである。それは、わが国の戦前・戦中期における産業組合主義の経験に端的に示されるように、全体主義イデオロギーに包摂され国家機関化する傾向である。いずれの場合も、民主的な社会経済システム構築の基礎となるアイデンティティの弱화가問題となっており、常に起こり得る可能性を秘めているが、主に公的セクターとのパートナーシップ関係の強化を軸として台頭した1990年代以降の社会的経済は、とりわけ後者の傾向を強く持っていると言えよう。制度化された社会的経済が国家的な枠組みに組み込まれ、国家による統制が強化されるようなことになれば、本来の社会的目的を失うことになりかねない。

以上の点を踏まえた上で、社会的経済セクターの現代の特徴と課題について、英国北アイルランドの中心的支援機関である北アイルランド社会的経済機構の事例をもとに検討することが以下における課題である。

4 事例分析——北アイルランドの社会的経済——

英国本土（ブリテン島）の西に位置し、「英国の裏庭」と呼ばれてきたアイルランドは、長らく大英帝国の統治下に置かれ、ヨーロッパの中でもっとも周辺化された地域のひとつとみなされてきた。その支配の影響は今日まで残されており、その象徴が南北に分割され、英国領土として残されたアイルランド島の北部（北アイルランド）である。この過

程で、北アイルランドに住むアイルランド系住民（カソリック）は、教育、福祉、政治、文化、経済など、多領域にわたって差別を被ることになる。また、1970年代以降本格化した公民権運動・独立運動は宗教紛争へと発展し、基本的な権利や生活水準を維持できなくなった地域社会・住民は、ますます社会的に排除されるようになった。他方で、これらの難局を打開すべく、地域では草の根のさまざまな市民社会活動が展開するのであるが、とりわけ経済領域で重要な役割を担ってきたのが「北アイルランド社会的経済機構 Northern Ireland Social Economy Agency: NISEA」である。

NISEAは、北アイルランドにおける協同組合やコミュニティ所有事業の開発を支援してきた「北アイルランド協同組合開発機構 Northern Ireland Co-operative Development Agency: NICDA」を前身に持つ。このNICDAは、1986年に労働組合運動家、市民活動家を中心に設立され、「経済と社会的正義」、「コミュニティ所有」、「相互扶助」、「団結」、「平等」、そして「協同にもとづいた持続的な地域社会の建設」の実現を基本理念として、協同組合事業方式にもとづく地域企業の発展に寄与してきた¹²。2004年現在、職員は10名で、デリー（ロンドンデリー）、ベルファウスト、リタケニー（アイルランド共和国）の3市に事務所を構え、主な活動は、職業訓練、法律（制度）相談、事業アドバイス、起業支援、諸事務作業の代行、行政機関との交渉、研究・協同集会の開催など、である。

以下、NICDA/NISEAの歴史的展開過程を3つの時期に区分し、その考察を踏まえて北アイルランドにおける社会的経済の現段階を概観してみたい。

(1) 北アイルランド社会的経済機構の歴史的展開過程

【設立期：1986－1991 年】

1980年代後半における北アイルランドの地域開発政策の主要戦略は、多国籍企業の誘致を軸とした対内投資に向けられていた。しかしながら、深刻な「宗教紛争」のため企業誘致は失敗に終わるか、短期間内での撤退のいずれかであった。このような状況の中、地域住民自身による雇用創出の必要性を主張する労働組合運動家を中心にした市民グループがNICDAを設立する。設立当初の活動の焦点は、協同組合設立に向けた事業アドバイス、職業訓練の提供、市場調査および投資であるが、とりわけ1989年から3年間の契約で、政府の「コミュニティ事業プログラム Community Business Programme」を遂行する事業所のひとつに任命されてからは、地域経済開発全般にかかわる専門機関としての存在意義を高めていく。なお、この時期の運営資金は、ほぼ全面的に経済開発省からの補助金で賄われていた。

【転換期：1992－1995 年】

この時期の最大の出来事は、経済開発省から委託を受けたコンサルティング会社KPMGがNICDAの事業評価を行い、政府に対して解散を提言したことである。この報告書は、70%以上のクライアントが産業共済組合法に則った協同組合として登録していないという事実を根拠に、NICDAは事実上協同組合開発の分野で十分な機能を果たしていないと結論づけるものであった。確かにNICDAの支援を受けている事業体の多くは有限会社として登録しているが、それは北アイルランドの経済条件の劣悪性のため、産業共済組合法で規定されている最低7人の従業者を確保することが困難なためである。協同組合理念にもとづく広い視野に立った住民主体の内発的地域づくりをめざしてきた

NICDAは、制度的には協同組合に属さないコミュニティ企業や将来的には事業へと発展する可能性のあるボランティア活動の支援に多くの時間を費やしてきたのであるが、これらは適正に評価されなかった。これに対して、NICDAは理事、職員、学識経験者と共同で反論の報告書を作成し、経済開発省に提出する。その報告書は、KPMG報告書の調査方法の問題点や協同組合方式への理解の欠如、さらには経済効率性を含めた評価基準の誤りを指摘するものであった。また、単なる批判だけでなく、独自に「北アイルランドにおける企業の比較コスト分析報告書」を作成・提出し、北アイルランドのように周辺化され排除されてきた地域の社会経済開発に果たすNICDAの役割と意義に対して理解を求める試みも行っている。

結果として経済開発省はNICDAへの支援継続を決定するが、以来、NICDAはその歴史的展開過程において、常に国家機関との対抗的關係の中で翻弄されることになる。その一方で、それは自律的な組織基盤を地域内のさまざまな協同組織との連携を通して確立することの意義を確認する機会ともなったという意味では、重要な通過点であったと言える。この時期に築いた地域住民・組織とのネットワークは、その後のNICDAの財産となっており、また、みずからが報告書を作成し、行政と交渉する過程は、主体的力量を形成するための学びの場でもあった。

【展開期：1996 年～】

社会的経済セクターへの関心の高まりと同概念の政策的導入が進む1996年、NICDAは「NICDA 社会的経済機構 NICDA Social Economy Agency」へと組織名を変更し、さらに2000年には長年親しまれてきた「ニクダNICDA」という呼称を組織名から外し、現在の「北アイルランド社会的経済機構 NISEA」として再出発する。

1995年までは経済開発省が唯一の関係省庁であり、補助金の提供機関であったのに対し、この時期の最大の特徴は、資金の供給源が多様化した点にある。たとえば、1996-1999年の4年間を取ってみると、諸行政機関、EU、大学、コミュニティ組織など、55の機関・組織から補助金や収入を得ている。もちろん経済開発省が最大の資金源であることには変わらないが、2000年には全収入に対して占める割合が41%にまで急減している。ちなみに、資金源としてこの時期に大きな役割を果たしたのはEUであった。とりわけ、平和建設や社会的排除に取り組む地域づくり活動の支援を目的とした「EU平和基金」(1995-2006)¹³は、社会的経済の発展を支える物理的な条件を飛躍的に向上させている。社会的経済セクターへの政策的な推進に比して、実際の資金的援助は国家（英国政府）というよりはEUに依存している点は注目すべきであろう。

なお、今日の活動の特徴に関しては、社会的経済セクターの発展を地域社会全体の発展（地域づくり）の中に位置づけ、経済的領域と社会的領域の結合、社会的に不利益を被っている階層や地域への視点を重視するというスタンスは基本的に変わっていないものの、社会的経済セクターにかかわる政策的動向の変化を受けて、実際の活動は質的な転換を迫られているのが現状である。従来との最大の違いは、「サービスの供給者（コミュニティ組織）と購買者（行政）」の関係強化を戦略的に打ち出す政策を反映して、その収入の大半が「補助金」から「契約にもとづいた報酬」へとシフトしている点である。それは、転換期〔1992-95〕には6.59%であった「収益生産的な活動」が、組織名を改称した2000年には全収入の33%、2004年には53%にまで上昇していることから明らかである。また、職業訓練プログラムも1999年以降、放送大学ネットワークによって単位が認定さ

れるシステムに対応してデザインするなど、より制度化されている。これによって、受講者のレベルに合わせた訓練機会の提供が可能となり、さらには目に見える「結果」としての資格の取得は、キャリアアップとともに自信や潜在能力を高める契機ともなっている。その反面、プログラムの運用は受講費用の支払い主である行政機関の意向に大きく左右されるため、常に行政機関のニーズにあわせたプログラムを作成しなければならず、結果としてコミュニティ組織のニーズが二の次になりがちな点が問題として指摘されている。また、NISEA自身も数多くある運営資金提供機関への申請書や報告書の作成に忙殺され、実際にコミュニティ活動に従事する時間が減るなどの問題に直面している。

(2) 北アイルランドにおける社会的経済の現段階 — 概念の混乱をめぐって —

さて、上記ではNISEAの活動の歴史的展開過程の考察を通して北アイルランドにおける社会的経済にかかわる動向の変遷を概観してきたが、次に社会的経済セクター全般にわたる今日的段階について検討してみたい。

2000年、NISEAはボランティア活動ネットワークの中心組織である「北アイルランドボランティア行動協会 Northern Ireland Council for Voluntary Action: NICVA」とともに北アイルランドの社会的経済の実態調査を実施している〔NICVA and NICDA Social Economy Agency 2000〕。この調査では、18,800人以上がコミュニティ企業で働いており、69%のコミュニティ企業が1990年以降に設立されたことが明らかにされている¹⁴。また、この1990年代の飛躍的な発展以上に注目されるのは、経済的領域の専門組織であるNISEAと、社会的領域におけるボランティア活動の中心組織であるNICVAが急接近している点であろう。それは社会的領域の経済化を推進する国家的戦略を反映し

ていると言える。

なお、その後、企業通商投資省の委託によっておこなわれた包括的な調査〔Colin Stutt Consulting et al. 2001〕によると、北アイルランドでは5-8% (30,000-48,000人) の就業者が社会的経済セクターに従事しており、その比率は英国の平均よりも高いことが指摘されている。このように、NISEAの努力もあり、社会的経済セクターの成長と発展が顕著に見られる北アイルランドであるが、その一方で「社会的経済概念」の理解をめぐる混乱・対立も切実な課題として浮上している。

前述したように、NISEAは、主に社会的に排除されている人々や地域を対象として、協同組合精神に則った社会・経済的活動の発展に尽力してきた。そのような活動の蓄積を踏まえて、NISEAは社会的経済を「地域経済再生や仕事づくりに従事する住民と地域社会に機会を提供する広範な活動と実践である」〔NICDA Social Economy 1997〕と定義している。具体的な組織形態は「従業員所有事業 employee-owned business」, 「クレジット・ユニオン credit union」, 「協同組合 co-operative」, 「開発トラスト development trust」, 「コミュニティ事業 community business」, 「社会的企業 social firm」, 「住宅組合 housing association」, 「媒介的労働市場 intermediate labour market」, 「チャリティーの商業活動 trading arms of charities」などで¹⁵, これらは次の3つの共通する性格を有すると理解されている。1つは、事業活動に従事している限り、労働に見合う一定の賃金を獲得すること(事業経営の確立)。2つは、地域社会を基盤とした仕事づくり, 訓練, 地域のニーズに対応した社会的サービスの供給(社会的価値の重視)。3つは、住民の積極的な参加と地域社会への利益の還元(地域所有と統治), である。

これに対して、行政側が求めるのは社会的

経済セクターの効率性と競争力のある経済パフォーマンス, つまり「市場経済力」である。たとえば、先の報告書〔Colin Stutt Consulting et al. 2001, 8〕は、「社会的, 地域社会的, 倫理的な目的と非営利の立場にある組織は沢山ある。しかしながら, これらは社会的経済組織ではない。なぜなら, はっきりとした市場経済を基礎にした事業モデルを持っていないからである」, と述べている。このような指摘は, 近年の最大の懸案事項である持続的な財政支援の確保という政治課題とのかかわりで提起されていることは明確である。前述したように, 北アイルランドの場合, 社会的経済セクターの発展を資金的に支えてきたのは「EU 平和基金」であるが, これは2006年に終了する。そのため, この報告書が「社会的経済活動が, 社会的かつ政治的目的に適合するような効果的で経済的な貢献をする限りにおいて将来の(資金的)支援が制度的に継続されるであろう」〔同, 21〕, と主張するように, 行政機関のニーズへの対応が可能な「市場経済化された社会的経済」のみが(公的セクターの)真のパートナーであり, 生き残ることができるとみなされているのである。そこには, 将来的な財政支援の制約と選別を通じた国家による管理・統制の強化への方向が含意されていると言えよう。

さらに, この報告書では「地方企業機構 local enterprise agency」を社会的経済の主要な組織形態としているが, これは官民共同出資の株式会社であり, その解釈はNISEAのそれと大きく異なる。この概念理解をめぐる混乱は, 社会的経済セクターと私的セクターの境界を曖昧にし, これまで反社会的経済の立場をとっていた一般企業までが, この領域への進出を助成金や資金調達のチャンスとみて, 企業名や活動方針の中に「地域社会 community」や「社会 social」といった用語を取り入れるような事態にまで発展している。

こうして、「社会的経済」の精神は薄められ、その役割と意義をめぐる議論は緊張関係、混乱、思想的な対立の渦中に巻き込まれることになる。このような状況を評して NISEA のマネージャーは「いま、何が実際に起こっているかと言うと、それはイデオロギーの戦いである。それは、より平等な社会の創造をめざすものと、資本主義のシステムを強化しようとするものたちの戦いである」¹⁶、と指摘する。

5 山田協同（組合）理論・主体形成理論の発展に向けて——まとめにかえて——

以上、本稿ではポスト福祉国家体制下において、自発的な市民の役割を強調する政策戦略を実現するための主たる概念装置として登場した、「社会的排除」、「パートナーシップ」、「社会的経済」の相関関係の考察を通して、伝統的に国家によって構成されてきた公共的領域の質的転換の内実および課題についての検討を試みた。その一義的な特徴は、これまでは社会的領域とみなされ、経済システムの担い手からは除外されてきた市民社会組織が、社会問題の克服に取り組む諸活動の実践的課題を政策的に具体化・対象化する過程（社会的排除）と公的サービス契約によって結び付けられた行政機関と市民社会組織の共生関係の構築（パートナーシップ）を通して、構造化・制度化、そして経済化される点にある。このような脈絡において注目されているのが、社会的な起源を持つ非営利形態による経済活動（社会的経済）である。

いまや社会的経済組織は、地域住民および地域社会生活が直面している社会問題、つまり社会的排除の克服主体とみなされ、また、みずからも排除の問題への取り組みを具体的な実践課題と位置づけるようになっていく。すでに検討したように、社会的排除の概念化

は、行政組織間の横の連携を強化するという意味では積極的な意義を持っている。しかしながら、他方で、地域社会の実践レベルでは、逆に課題への対応の機能化・個別化が促進される傾向にあり、国家による管理・統制が強められることによって、経済民主主義および地域民主主義構築の主体的実践としての社会的経済の位置づけが弱められかねない。この点と関連して、岩田氏（2002）は、社会的排除は複合的な領域から排除されている社会的弱者がいかに困難を抱えているかという弱者性を強調するのに対し、排除を生み出す経済社会全体との関係づけが弱いと指摘する。それはわれわれが対象とする社会問題の本質的理解に深くかかわる課題であるがゆえに、再び従来の主流概念であった「貧困」に立ち戻らなければならない。

周知の通り、山田定市先生の協同（組合）理論・主体形成論における重要な基本視角のひとつが、資本主義下の強蓄積と貧困化の理論である。山田定市先生は、貧困は「生活の実態と本質を認識するうえで欠かせない概念であり、その克服は生活にかかわる最も基本的な実践的課題である」〔山田 1999, 56〕と指摘したうえで、従来の「個人ないし階級の生活（労働を含む広義）状態のいっそうの悪化」（同, 57）という認識に加え、新たに「実現可能な生活水準についての主体的・客観的条件が実在するにもかかわらず、勤労諸階層の生活要求が実現していない」〔同, 57〕、ことを貧困の内実として認識する必要性を強調してきた¹⁷。もちろん、複雑化・複合化する社会問題を把握する新たな枠組みの再構築は、構造的な観点からの貧困認識がますます希薄化しつつある現状を打破するためにも不可欠な作業であり、その意味では、社会的排除概念の登場は生活向上や社会改良・変革を追求する社会的経済実践に新たな発展的契機を与える可能性を内包している。しかしながら、階級的・地域的不均等と不平等を

生み出す構造への視点を欠いたまま、社会問題を把握する枠組みとして社会的排除が位置づけられるのであれば、それは「隠された貧困」という問題を創出する契機ともなり、民主的な社会経済システム構築に向けた自立・主体的な社会的経済実践の発展を支えるための条件を成熟させることはますます困難となろう。

このような認識を踏まえつつ、事例分析では、上記の相関概念が実践に及ぼす影響を NISEA を対象として検討してきたが、北アイルランドの経験からは、社会的領域の合理化を推し進める政策戦略を反映して、社会的経済セクターが求められる役割は社会的な諸価値というよりは市場への適応力、つまり市場経済力であることが明らかになった。このことを評して、NISEA は「社会的経済の私事化」と批判する。すなわち、公共サービスの担い手を社会的経済セクターへと移行する過程が、将来的な市場化をにらんだ過渡的な措置として利用されることが危惧されるのである。それは、公共的領域の質的な転換が量的な転換（縮小）へと連動し、まさに「社会化された公共財が再商品化」〔マクレナハン 2000, 66〕される危険性を示唆していると言える。

こうした状況下で制度化された社会的経済の現段階においては、各組織は資金や契約をめぐる他の社会的経済組織や一般企業との競争的領域に巻き込まれることになり、結果として伝統的な社会的経済の理念を支えてきた社会的使命や価値といった視点は希薄化しつつある。よって、連帯、協同戦略、そしてその哲学の喪失など、思想的混乱を招く事態に発展している今日だからこそ、あらためて社会的経済の基本的な理念と位置を「経済民主主義・地域民主主義」〔山田 1999〕とのかかわりにおいて再確認し、その上で協同・連帯のひとつの歴史的形態として制度化されつつある社会的経済が、現代社会経済システム

の中でどのような位置と役割を担うかが問われていると言えよう。

なお、本稿は内在する諸矛盾や課題の指摘と同時に、新しい統治形態には、より変革的な実践を可能とする土壌も存在することを主張したい。それは、構造化・組織化・制度化された市民社会組織に対する公共的空間への参加と対話の機会を提供するであろうし、この「実践共同体 communities of practice」の展開過程において新たな形態の社会的統治と運営を民主化する協同の論理が生まれる可能性も存在する。

このことにかかわって、その実践的枠組みとして山田定市先生が注目し提起してきたのが、経済民主主義を協同（組合）組織の内部の問題として受けとめる視点の重要性である。本稿の事例分析からも明らかにされたように、社会的経済は、経済的領域のうちに埋没したかのようにみえる社会的領域の再発見という側面を持つと同時に、社会的領域を経済化する装置として利用されるという二面性を持つが、この矛盾を克服するうえでまず問われなければならないのは、協同（組合）組織の内部において現代資本主義のもとにおける経済民主主義がいかに貫徹しているという点、つまり協同（組合）組織の民主的運営の内実である。そして、その鍵となる概念として協同労働に注目したのが山田協同（組合）理論の独創性であった。とりわけ、重層的な構造をなす協同（組合）労働を、組合員・職員を含む構成員の相互規定関係（組織内の民主的労働編成、対話の場の形成、運営参加など）、さらには地域に開かれた民主的労働編成（地域民主主義）とのかかわりにおいて把握する点が特徴的である。

また、その発展の可能性を展望する際に、山田定市先生が強調してきたのが、その立論の基礎としての協同性・公共性が、現代資本主義の対抗的構造のもとで矛盾と二面性を内包しているという認識であった。それは歴史

的形態・制度としての協同組合（社会的経済）は、資本主義市場経済に取って代わる行動原理として存在するのではなく、むしろその対抗的・重層的構造のもとで矛盾・対立を内包しつつも相互補完的な関係によって性格づけられているという認識である。このように理解すると、まさに問われなければならない実践的課題の中核にあるのは、対抗的構造のもとでの反対物への転化傾向（資本化）を拒む内部的・主体的力量の形成であることが明らかとなる。内在する矛盾とその克服の可能性を解明する糸口は、まさにそれらの実践の主体である地域住民の主体形成の過程の検討の延長線上に見出すことができると言えよう。

以上の山田理論の蓄積・貢献を踏まえたうえで、今後さらなる解明が求められる課題は、これらの構造的矛盾が現代的市民としての個々人の（労働を含む）生活や内的葛藤にどのように反映しているのかを検証し、さらには地域を基盤とした住民の「協同形態による経済活動」の対抗的な関係の中で顕在化する矛盾とのかかわりで、その克服の論理を再構築することである。その議論の豊饒化の先には、労働主体、経営主体、統治主体、変革主体、そして総括的な意味における生活主体の形成の過程を、地域住民が絶えず検証し、再構築していく道筋と可能性を展望することができるように思われる¹⁸。まさに、歴史的現在である今に生きるわれわれの暮らしの現実から「協同の主体形成」の論理を解明していくことが、山田主体形成論を継承、発展させていく使命を与えられたわれわれ後塵を拝するものたちに残された大きな課題である。

注

1 事例分析は、主に1997年から2002年までの北アイルランド滞在中に継続的に行われた調査結果をもとにしている。また、最新のデータは、2004

年3月に行われた補足調査（スタッフへのインタビュー）と電子メールを活用して得られた情報に基づいている。

- 2 「社会的排除」という用語の出自はフランスであると言われている。ただし、フランスでは「社会的排除」よりも「排除」という表現が一般的である。フランスにおける同概念については都留〔2002〕を参照のこと。
- 3 SEUは、2002年以降、副首相の管轄に移行している。
- 4 国によって社会的排除の領域が異なる点に関しては、たとえば、社会的排除の具体的な指標をEU加盟諸国のナショナル・アクション・プランをもとに比較検討した阿部〔2002〕を参照のこと。
- 5 たとえば、社会的排除の状態を具体的に把握する試みとして、1999年に英国で実施された「貧困・社会的排除調査 Poverty and Social Exclusion Survey」がある。
- 6 ヨーロッパにおける社会的経済の起源についてはドゥフルニ〔1995〕に詳しい。
- 7 たとえば、山本など編著〔2000〕を参照のこと。
- 8 協同労働および協同組合労働論に関しては、山田〔1983, 1985, 1987, 1996, 1999〕などを参照のこと。
- 9 パートナリーシップにかかわる動向や論点については、北アイルランドを中心に検討を試みた拙稿〔2002, 2004 a〕を参照のこと。
- 10 北アイルランドにおける地域づくりおよびコミュニティ組織の実践に関しては拙稿〔2004 b〕を参照のこと。
- 11 欧米の生協の動向については日本生活協同組合連合会・生協総合研究所編著〔1997〕が参考になる。また、協同組合の資本化（株式会社化）に関しては、雪印乳業株式会社の前身である北海道製酪販売組合連合会の史的考察を通して、資本と協同組合の関連構造の解明を試みた大高全洋〔1979〕の分析が示唆に富んでいる。
- 12 NICDA設立の背景については、拙稿〔Otaka 2000〕を参照のこと。
- 13 正式には「北アイルランドおよびアイルランド国境周辺郡域における平和と和解のための欧州連合特別援助プログラム The European Union Special Support Programme for Peace and Reconciliation within Northern Ireland and the Border Counties of Ireland」。
- 14 この調査は住宅組合、クレジット・ユニオン、コミュニティ企業の3つのタイプの事業体しか調査対象にしていなかったため、実際にはそれ以上の規模であることが推測される。

- 15 NISEA によって社会的経済と定義された諸組織の具体的な活動形態については拙稿〔Otaka 2002〕pp.292-295 を参照のこと。
- 16 NISEA マネージャーからの聞き取り (2002 年 2 月 8 日) より。
- 17 山田定市先生の貧困化論については、山田〔1980〕第 4 章も併せて参照のこと。
- 18 山田定市先生の主体形成論に関しては、主著である山田〔1980〕第 6 章および 9 章を参照のこと。

参考・引用文献

- 阿部 彩「貧困から社会的排除へ：指標の開発と現状」、『海外社会保障研究』No.141, 2002, 67-80 頁。
- 岩田正美「英国社会政策と『社会的排除』——近年のホームレス政策の混乱をめぐって——」、『海外社会保障研究』No.141, 2002, 28-37 頁。
- 大高研道「地域社会経済発展とパートナーシップ——北アイルランドにおける社会的経済実践——」鈴木敏正編著『社会的排除と「協同的教育」』御茶の水書房, 2002。
- 大高研道「北アイルランドにおける地域づくり『協同』実践の新局面」鈴木敏正編著『地域づくり教育の新展開』北樹出版, 2004 a。
- 大高研道「北アイルランド紛争と地域づくり実践」鈴木敏正編著『地域づくり教育の新展開』北樹出版, 2004 b。
- 大高全洋『酪連史の研究——北海道製酪販売組合連合会の生成・発展・消滅過程に関する史的考察』日本経済評論社, 1979。
- 都留民子「フランスの『排除 Exclusion』概念——わが国の社会問題に使用することは可能か——」、『海外社会保障研究』No.141, 2002, 3-17 頁。
- ドォフルニ, J.「第 3 主要セクターの起源、形態および役割」ドォフルニ, J./モンソン, J.L. 編著『社会的経済——近未来の社会経済システム』富沢賢治など訳, 日本経済評論社, 1995〔原著 1992〕。
- 富沢賢治「はじめに——新しい社会経済システムを求めて」富沢賢治・川口清史編著『非営利・協同セクターの理論と現実』日本経済評論社, 1997。
- 日本生活協同組合連合会・生協総合研究所編著『いま再び欧米の生協の成功と失敗に学ぶ』コープ出版, 1997。
- マクレナハン, P.「地域社会発展から社会的経済へ——地域づくり教育および学習への含意——」鈴木敏正編著『地域づくり教育の新展開』北樹出版, 2004。
- 山田定市『地域農業と農民教育』日本経済評論社, 1980。
- 山田定市「生活問題の現段階と協同組合」、『北海道大学教育学部紀要』No.42, 1983。
- 山田定市「農協・生協論の現段階的課題——農協・生協労働者論の視角を中心に——」、『農業・農協問題研究』創刊号, 1985。
- 山田定市「生協労働・労働者論の視角——生協論への労働論的接近——」、『生活協同組合研究』No. 137, 1987。
- 山田定市「現代協同組合論の基本視角 (II)」、『農業・農協問題研究』第 16 号, 1996。
- 山田定市『農と食の経済と協同——地域づくりと主体形成』日本経済評論社, 1999。
- 山本修・小池恒男・吉田忠編著『協同組合のコーポレート・ガバナンス——危機脱出のためのシステム改革』家の光協会, 2000。
- Amin, A., Cameron, A., and Hudson, R. (1999), Welfare as work? The Potential of the UK social economy, *Environment and Planning A*, Vol.31(11), pp.2033-2051.
- Böwring, F. (1998), LETS: An Eco-Socialist Initiatives?, *New Left Review*, No.232, pp.91-111.
- Commission of the European Communities (1997), *The Co-operative, Mutual and Non-Profit Sector in the European Union* (Luxembourg: Statistical Office of the European Union).
- Colin Stutt Consulting in association with Murtagh, B., and Campbell, M. (2001), *The Social Economy in Northern Ireland: A Policy Review*.
- European Commission (1994), *Growth, Competitiveness and Employment: the challenges and ways forward into the 21st century* (White Paper: previously published in 1993 as supplement 93/6 to the Bulletin of the European Communities) (Luxembourg: Office for Official Publications of the European Communities).
- European Commission (1992), *Towards a Europe of Solidarity: Intensifying the Fight against Social Exclusion*.
- Graefe, P. (2001), Whose social economy? Debating new state practices in Quebec, *Critical Social Policy*, Vol.21(1), pp.35-58.
- Haughton, G. (1999), Community Economic Development: Challenges of Theory, Method and Practice, Haughton, G. (ed.), *Community Economic Development* (London: The Station-

- ary Office in association with the Regional Studies Association).
- Haughton, G. (1998), Principles and Practice of Community Economic Development, *Regional Studies*, Vol.32(9), pp.872-877.
- Lloyd, P. (1999), The Regional Development Agencies and social inclusion: widening the agenda, *Environment and Planning C: Government and Policy*, Vol.17(6), pp.701-713.
- NICDA Social Economy Agency, (1997), *Operational Plan 1997-2000*.
- NICVA and NICDA Social Economy Agency (2000), *The Social Economy in Northern Ireland: Mapping and Trapping the Potential* (Belfast).
- Otaka, K. (2002), *Partnership, the Social Economy and Community Empowerment — a critical analysis of the changing nature of community collectivity in the context of contemporary discourses economising community development practice* (Ph.D. Thesis: University of Ulster).
- Otaka, K. (2000), A Perspective on Partnerships for Local Economic Regeneration in Northern Ireland: A Case Study on NICDA Social Economy, 『生涯学習研究年報』No.7, 143-155頁。
- Pearce, J. (1998), Reflection on community enterprise and community business in Britain, Twelvetees, A. (ed.), *Community Economic Development: Rhetoric or Reality?* (London: Community Development Foundation).
- Secretary of State for Social Security (1999), *Opportunities for all: Tackling poverty and social exclusion* (London: The Stationery Office).
- Social Exclusion Unit (2001), *Preventing Social Exclusion*.
- Social Exclusion Unit (1998), *Rough Sleeping*.
- Smith, D. (2000), Dealed out? Welfare to Work and Social Exclusion, *Local Economy*, Vol. 15(4), pp.312-324.
- Townsend, P. (1979), *Poverty in the United Kingdom* (Allen Lane and Penguin Books).
- Watkins, WP. (1983), *The Social Economy and Social Ownership — a new concept* (London: the Co-operative Party).

謝 辞

北海道大学大学院在学中の指導教官であった山田定市先生には、学窓を巣立ってから今日に至るまで多くのご指導と励ましをいただいている。必ずしも出来のよい弟子ではなかった私を辛抱よく見守ってくださった、その学恩を忘れることができない。ここに深く感謝の意を表するとともに、長年の学究生活の貢献に衷心より敬意を表したい。